

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成28年6月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良事業を行なった者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
丸亀市土地改良区	農業基盤整備促進事業 (樋門改修事業)	先代池地区	平成28年3月9日
丸亀市綾歌町土地改良区	農業基盤整備促進事業 (水路改修事業)	赤坂地区	平成28年3月10日
〃	農業基盤整備促進事業 (水路改修事業)	重永地区	平成28年3月20日
〃	集落営農推進生産基盤整備事業 (農道改修事業)	片山地区	平成28年3月10日
多度津町土地改良区	農業基盤整備促進事業 (水路改修事業)	奥白方地区	平成28年2月4日
満濃町土地改良区	集落営農推進生産基盤整備事業 (農道改修事業)	大向新池地区	平成28年2月8日